

事業の概要

- 昭和56年5月31日以前に建築された住宅の耐震診断や耐震改修に補助制度を設ける等の支援を実施

取組の進捗状況

需要の掘り起こし

(市町村)

需要の掘り起こしにつなげる取組

- 戸別訪問等による啓発周知
- 多数の市町村で上乘せ補助等を制度化
 - 耐震診断無料化 **29**市町村
 - 耐震改修補助上限100万円以上 **31**市町村
- 代理受領制度を導入
(事業者が申請者に代わって補助金を受取ことのできる制度)
すべての市町村で導入済み

供給能力の強化

(県)

需要の高まりに応じた供給能力の強化

- 登録事業者数 (R5.3.3時点)
 - 工務店 1,018件
 - 設計事務所 334件
- 安価で簡易な耐震改修工法の普及
(低コスト工法)
 - 事業者向け講習会の開催
 - リーフレットによる所有者への普及

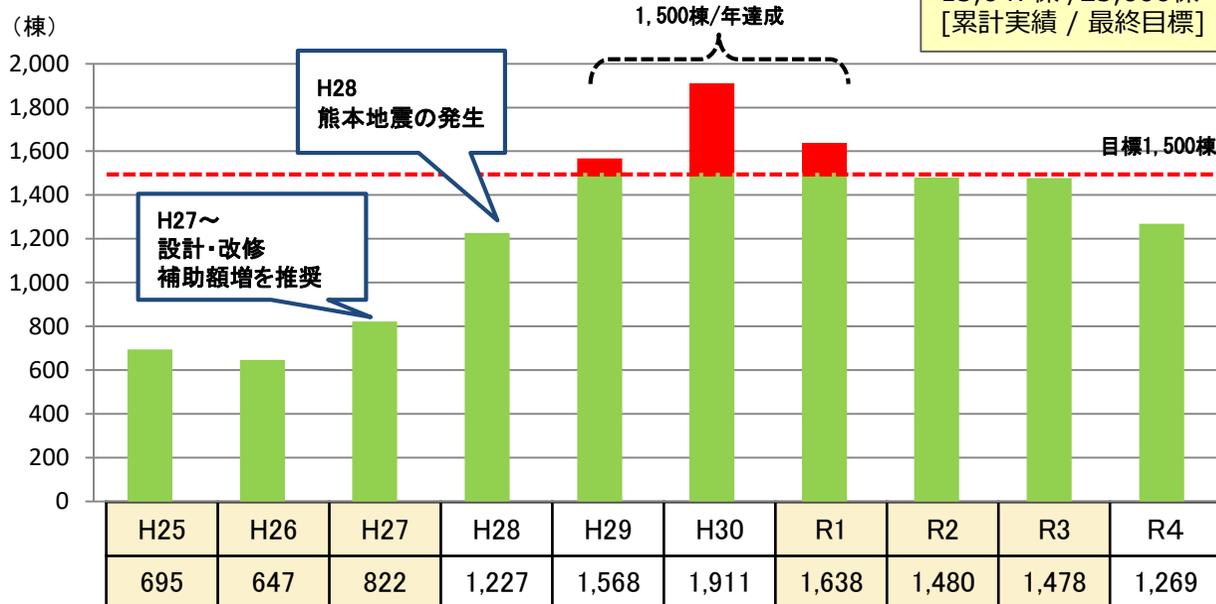
第5期南海トラフ地震対策行動計画

3か年 (R4~R6)の目標である
耐震改修 **4,500棟** の達成に向けて

◆スピードを緩めることなく耐震改修等を引き続き促進

- 需要の掘り起こし
- 供給能力の強化
- 予算確保

○ 県内全域の住宅耐震改修補助実績



予算確保

(令和5年度当初予算 1,174,128千円)

○ 高知県住宅耐震化促進事業費補助金

住宅耐震改修工事 **1,500棟**

他



1. 目的

- ◆ 最大クラスの地震・津波による想定死者数の約85%が津波による犠牲となっているなかで、津波から命を守るために重要となる「津波からの早期避難の意識」が、近年低下傾向にあり、自助の啓発を一段引き上げる必要がある。
- ◆ このため、各世代が日常的に利用する学校や病院、社会福祉施設において、改めて、津波避難について考えていただく機会をつくるため、津波防災地域づくりに関する法律に基づく「津波災害警戒区域の指定」に取り組むこととした。

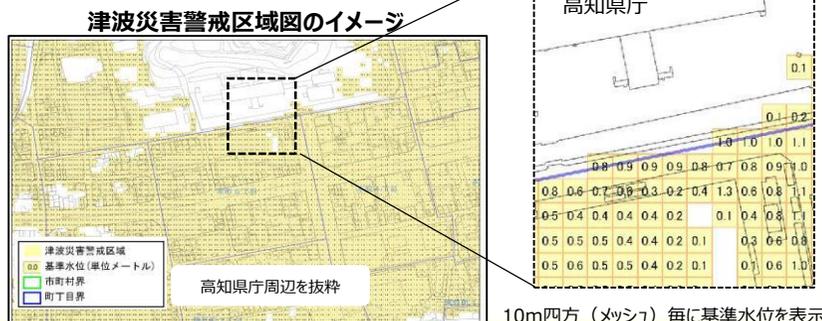
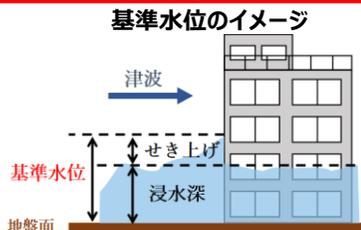


2. 津波災害警戒区域（イエローゾーン）

- ◆ 指定：令和3年度末に指定
- ◆ 目的 津波警戒避難体制の強化
- ◆ 区域：沿岸19市町村全てが現在の津波ハザードマップと同じ区域（右図）
- ◆ 基準水位：津波浸水想定時の浸水深に津波が建物等に衝突した際のせき上げ高さを加えた水位（下図）
- ◆ 指定による義務付け
 - 市町村地域防災計画に位置づけられた、病院、学校、社会福祉施設では、避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付け
 - 宅地建物取引業者は不動産取引の際に津波災害警戒区域内であることを重要事項として説明することを義務付け



沿岸19市町村全てが指定



3. 津波災害特別警戒区域（オレンジゾーン）

- ◆ 指定：要請のあった市町村から個別に検討
- ◆ 目的：一定の施設を津波に対して安全な構造とする
- ◆ 区域：イエローゾーン内で、基準水位2.0メートル以上または浸水深30センチメートル以上の津波が30分以内に襲来する区域を基本
- ◆ 指定による義務付け：一定の病院、学校、社会福祉施設の開発行為や建築の際に津波に対して安全な構造にすること

現時点で沿岸19市町村指定の意向なし

4. 今後のスケジュール

◆ 避難促進施設における避難確保計画の作成

令和4年度

- 市町村地域防災計画への避難促進施設の位置づけ
- 関係団体への説明会の実施

令和5年度

- 避難促進施設での避難確保計画の策定周知
- 必要に応じて関係団体への説明会の実施
- 避難確保計画の作成及び訓練の実施50%

令和6年度

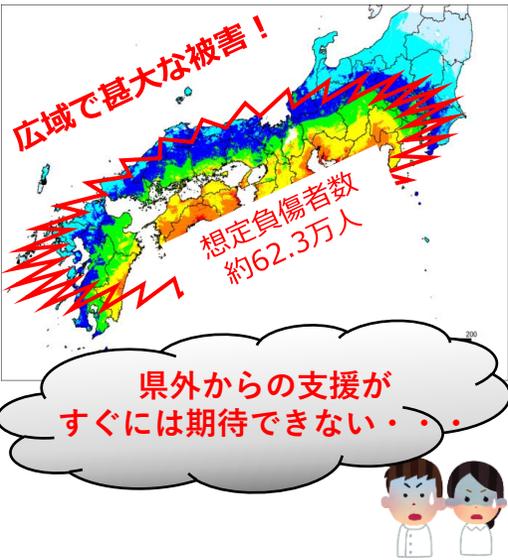
- 避難促進施設での避難確保計画の策定周知
- 必要に応じて関係団体への説明会の実施
- 避難確保計画の作成及び訓練の実施100%

◆ 水防法に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査(国交省)

- 年2回の調査（9月30日時点、3月31日時点）で避難確保計画の策定状況を調査するもの
- 以下の数値が調査対象
 - ・津波災害警戒区域内の施設総数
 - ・地域防災計画に位置づけた対象施設数
 - ・避難確保計画を作成済みの施設数
 - ・避難訓練実施数

当該調査に基づき、避難確保計画の作成及び訓練の実施の進捗を管理

1. 南海トラフ地震の被害想定概要

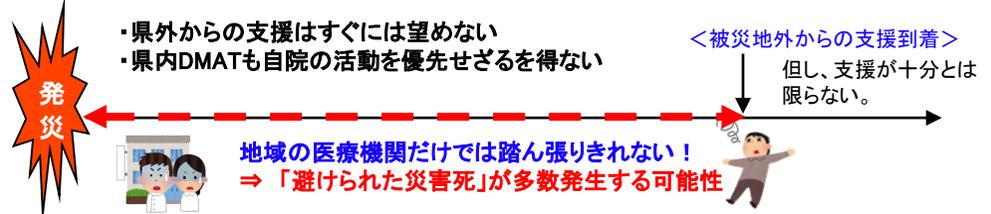


高知県では...

- **36,000人の負傷者**
うち、重症者は3,600人
→年間の三次救急患者に匹敵
 - **438,000人の避難者**
 - **道路被害**
・揺れによる被害:250箇所
・津波による被害:200箇所
 - **658集落が孤立**
 - **ライフラインの被害**
・停電軒数:52.1万軒(停電率99%)
・断水人口:57.5万人(断水率82%)
- 出典: H25.5.15公表高知県版南海トラフ地震による被害想定(最大クラス)

2. 前方展開型医療救護活動の課題

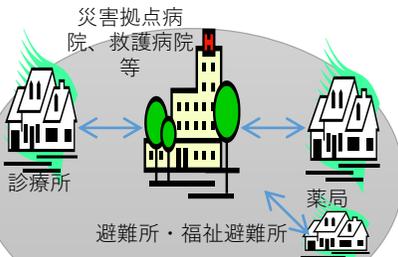
- 建物被害や停電、断水、津波浸水等により、**医療提供機能が著しく低下し、医療の受給バランスが大きく崩れる(特に、県中央部を除く既存の医療資源が乏しい地域や発災時に孤立する地域)**で必要な医療の確保が困難
 - ・病院の耐震化率:76.5%
 - ・病院の自家発電設備保有率:97.5%
 - ・病院のBCP策定率:64.7%
 - ・長期浸水区域内にある病院:35病院(R5.3.31時点)
- 関東から九州にかけての**広い地域で甚大な被害**が発生することから、**県外からの迅速かつ十分な支援は期待できない。**
 - ・被害想定を踏まえると、**全国的にDMATは不足**
※ 全国の日本DMAT数(R4.4.1現在):1,747チーム(うち、高知県42チーム)



3. 被災後の孤立地域等の医療救護活動(流れ)

① 地域の医療従事者で活動を行う

- 道路の寸断等により外部支援が困難であるため、活動可能な医療従事者にて地域の医療救護活動を行う



② 地域の医師等を県中央部から搬送<勤務医等の搬送>

- 県中央部に居住している地域の医師等が道路の寸断等により勤務先の医療機関に行けない場合に、ヘリ搬送を行う

※地域の災害拠点病院や救護病院に勤務する医師(常勤)の平日夜間及び休日昼間の滞在地調査結果(H29調べ)
(対象機関:41、回答者263名)
①平日夜間:県中央部滞在率30.8% (81/263名)
②日曜昼間:県中央部滞在率48.7% (128/263名)



③ 県内のDMAT等の医療支援チームの派遣

- 県内のDMAT等の医療支援チームを医療従事者が不足している地域へ派遣する

DMAT、被災地JMATなど



④ 県医師会による医療支援チームを編成・派遣<医療支援チームの搬送>

- 県医師会との協定に基づき、医療支援チーム(救護班)を編成し、医療従事者が不足している地域へ派遣する

<救護班のイメージ>



⑤ 県外のDMAT等の医療支援チームの派遣

- 県外のDMAT等の医療支援チームを医療従事者が不足している地域へ派遣する(その他、日赤救護班、支援JMAT等)

※県外からの支援が十分でない場合は、④を継続して行う

医療従事者搬送計画

1. これまでの取り組み

- H27～H31 市町村間の広域避難に関する協定締結、広域避難計画の策定（各圏域）
- H29～H31 バス事業者と協定締結（各圏域）
- H30～ 訓練の実施（各圏域）

2. 第5期行動計画の目標

- 中央圏域14施設との協定締結、他4圏域の広域避難候補施設の選定（R4: 5施設、R5: 5施設、R6: 4施設）**
 県内全域で発災1週間後の避難者約21.7万人に対し、県全域では約21.9万人分を確保したものの、市町村単位では、11市町村で避難所の収容能力が不足。特に、中央圏域においては圏域単位でも、18,787人分不足しているため広域避難施設の候補となる14施設との協定締結を目指す。

圏域ごとの協定では、広域避難の合意を得ているが、具体的に、市町村毎、避難所(施設)毎の避難者の移送・受入についての協議を行うことにより明らかになった新たな課題

3. 課題

○避難元及び避難先のそれぞれの市町村の考え方や課題の捉え方に違いがあるため、調整が必要

	第5期		
	R4	R5	R6
(1) 自市町村における避難者の収容能力の拡大（避難スペースの確保、新規避難所の掘り起こし）	→	→	→
(2) 広域避難者数の把握（圏域別、市町村別、地区別、避難所別、要配慮者等の人数把握）	→	→	→
(3) 市町村間調整（施設ごとの優先市町村、施設との協定内容の検討）	→	→	→
(4) 広域避難者の選定ルールづくり（避難者の選定、避難先住民への周知）		→	→
(5) 移送手段・燃料の確保（バス・タクシー会社との連絡体制、移送ルートの確認 ※避難元市町村が確保）	→	→	→
(6) 広域避難者の受入要請等のルールづくり（共有する情報の選定、報告様式、受入要請タイミングの調整）	→	→	→
(7) 広域避難先の避難所運営（職員配置、マニュアル、物資配送、廃棄物処理、運営責任）		→	→
(8) 費用負担（避難元が用意する物品、避難先で購入・手配できる物品の確認など）		→	→

合意を得た施設から協定締結を開始

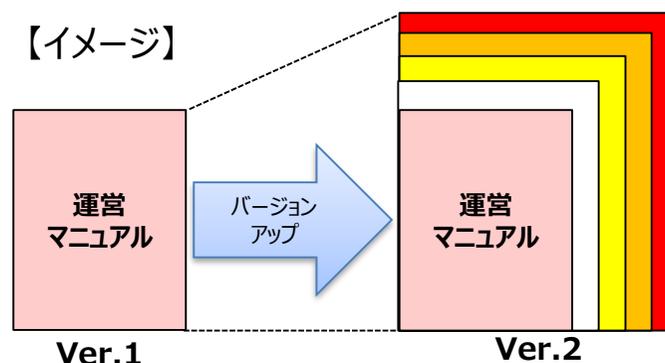
4. 今後の予定

- 中央圏域市町村と個別課題の協議・調整、協定締結、他4圏域の広域避難候補施設の選定（R4: 市町村調整、R5: 5施設、R6: 9施設）**

避難所運営マニュアルのバージョンアップ

マニュアル未策定や新規の避難所は速やかに策定を進め、策定済みの避難所では、以下のバージョンアップを図る。

- ◆ 臨時情報が発表された際の開設・運営方法を盛り込む
- ◆ 多様な避難者（女性、性的少数者、子ども・子育て世帯等）や避難所外避難者を想定した運営方法を盛り込む
- ◆ ボランティアの受入態勢について盛り込む
- ◆ 配慮を必要とする高齢者や障害のある方、外国人等への対応を盛り込む など



新しい資機材等の運用についてマニュアルに反映

マニュアルを踏まえ、必要な資機材を整備

避難所運営体制の充実

訓練結果を基に、課題をマニュアルに反映

マニュアルの実効性の確保

避難所の環境整備

- ◆ 避難所の環境整備等に係る支援の実施
- ◆ 要配慮者の受入対応
- ◆ 避難所運営支援システムの導入に係る方針の検討・決定



避難所運営訓練の実施

- ◆ 訓練に係る支援の実施
- ◆ 訓練を通じたマニュアルの検証
- ◆ 資機材の使用方法の習熟



現在の拠点

- 【**広域拠点**】 主に国等からの支援物資の受入・配送
4 拠点 室戸広域公園、高知県立青少年センター、春野総合運動公園、宿毛市総合運動公園
- 【**地域拠点**】 主に県備蓄の配送
3 拠点 安芸市総合運動場、四万十緑林公園、土佐清水総合公園
- 【**代替拠点**】 上記拠点が使用できない場合において、物資配送に関する機能を補完する拠点
1 拠点 旭食品・四国総合流通センター



※広域物資配送拠点の選定にあたっては、H25年の高知県総合防災拠点基本構想の中で、機能の一つとして整備
 ※R2に国の具体計画の見直しが行われ、国からのプッシュ型支援物資量が1.6倍に増加

過去の災害の教訓

- 平成28年に発生した熊本地震では、**プッシュ型支援供給が初めて実施されたが、拠点となっていた公共施設では、事前の調整や人員、フォークリフト等の機材等の不足により、荷物が捌ききれず、民間物流施設に拠点を変更して実施**

県の拠点の課題

- ～訓練を実施する中で明らかになった課題～
- 公園施設等のため、**大型トラックの出入りが円滑に出来ない、雨天の場合、テントの設営が必要**(春野)、**体育館の耐荷重が不十分**(青少年センター)など、**施設自体が物資配送に適していない**
- 平時は**必要な資機材がないため、発災後、フォークリフト（有資格者とセットで）を運んで来る必要がある。**
- 拠点運営は県職員が行うこととしており、毎年訓練を行っているが、物流に関する専門的な知識を有していないため、トラックの誘導や搬入出に多くの時間を要している**



【参考】「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（国の具体計画）」における物資配送拠点の施設基準
 ・避難所となる行政庁舎、学校、体育館でない ・屋根がある（エアテント等の代替措置含む） ・フォークリフトの使用が可能（床の強度） ・大型トラックの進入が可能

実効性を確保するために！

今後の取組方針

- 物資配送の実効性を確保するため、代替拠点として**民間物流施設の指定を検討**
- 【メリット】
 - ・**物流に適した施設** **ヒトとモノがセット！**
 - ・**フォークリフト等の資機材が揃っている**（有資格者も多い）
 - ・**大型トラックと運転手がいるため連携した配送が可能**
 - ・**仕分け・集荷作業は、慣れている物流事業者が実施**（拠点の運営責任者は県）



<三重防護等の推進（防波堤、海岸堤防、河川堤防）> [土木部]

1. 概要

県人口の約47%が集中し、経済・都市機能が集積する県中央部の被害最小化のために、浦戸湾の地震・津波対策が急務となっている。また、県都・高知市の浸水被害を最小化することとが県全体の早期復旧・復興に繋がるため、スピード感を持って着実に推進する。

2. 現在の状況（R4年度末までの進捗率 ※進捗率は延長見合）

○防波堤の整備

・第1ライン：（国・県）高知新港の防波堤の延伸・粘り強い化（進捗率(延)72%、(粘)30%）

○海岸堤防の耐震化

・第2ライン：（国）海岸堤防の耐震化、湾口部の津波防波堤

・第3ライン：（国・県）海岸堤防の耐震化

○河川堤防の耐震化

・鏡川、舟入川、介良川は耐震化が完了

（進捗率 73%）

3. 令和5年度の整備予定箇所

○防波堤の整備

・第1ライン（国）南防波堤の延伸、東第1・南・桂浜防波堤の粘り強い化を継続（県）東第2防波堤の延伸を継続

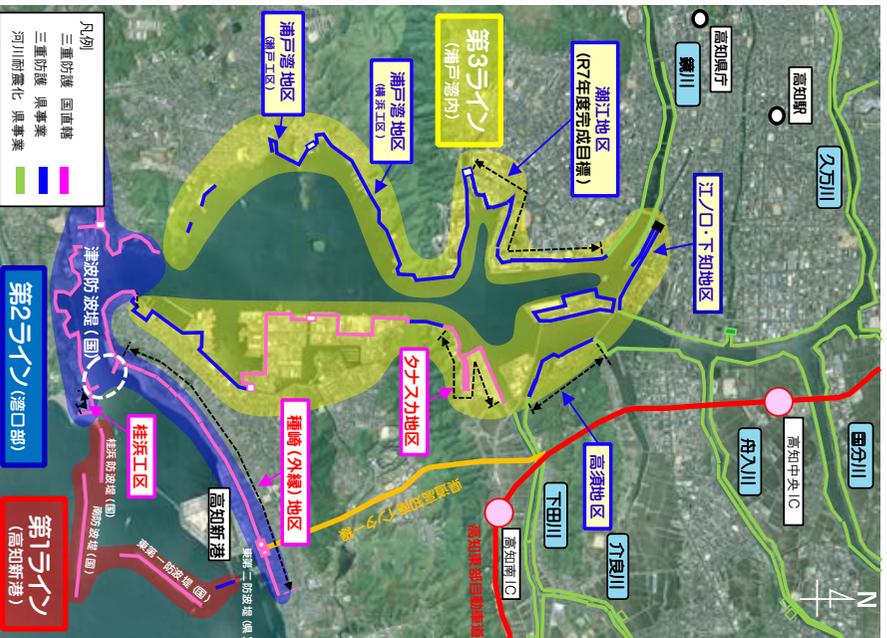
○海岸堤防の耐震化

・第2ライン（国）種崎（外縁）地区の耐震補強工事を継続

・第3ライン（国）タナスカ地区の耐震補強工事を継続
 （県）潮江地区、高須地区、浦戸湾地区（横浜工区）の耐震補強工事を継続、浦戸湾地区（瀬戸工区）の新規着手

○河川堤防の耐震化

（県）下田川、国分川、久万川の支川などの耐震化を継続



事業の概要

◆整備目的

- 第1ライン（第一線防波堤）
 - ・津波エネルギーの減衰
 - ・発災後の高知新港の機能確保
- 第2ライン（津波防波堤、海岸堤防）
 - ・津波の侵入や北上の防止・低減
- 第3ライン（湾内の海岸堤防等）
 - ・護岸の倒壊や背後地浸水の防止等
- 流入河川の耐震化
 - ・堤防の沈下防止

◆防護目標

- レベル1津波に対して(防災)
 - ・津波の侵入を防ぐ
- レベル2津波に対して(減災)
 - ・浸水面積・浸水深の低減
 - ・避難時間を稼ぐ

◆事業期間

- ・R13年度完成目標

4. 取組（整備）によるストック効果

- ・県民の生命・財産を守る
- ・行政機関、企業等、エネルギー拠点の機能確保
- ・海上輸送ルートの確保
- ・社会活動の早期復旧・復興

平成25年3月 南海地震長期浸水対策検討結果（現在の止水排水計画）

高知市で発生する長期浸水域の範囲や堤防の被害を想定し止水排水などの対策を検討

検討
概要

浸水面積 約2800ha
 必要資機材 大型土嚢約153,300袋、排水ポンプ車20台
 排水完了見込 発災から44日～67日

令和2年3月 高知市救助救出計画

上記の検討を元に長期浸水域に取り残される住民の救出日数の目標や手法を検討

課題

要救助人数を28,000人と見込み
 目標とする10日間で救助・救出するために175艇のボートが必要

ボートの確保に加え
 操作者の確保が困難

堤防の耐震化などハード整備の進捗状況を反映

令和5年度実施 高知市の長期浸水域内における止水排水対策検討業務（現在の止水排水計画の見直し）

県の止水・排水対策は前回の検討から10年が経過しており、海岸・河川の堤防や道路等のハード整備が一定進んでいることから、再検証を行う

検討
項目

- ・L2津波の越流による内水排除量の検討（排水方法・日数）
- ・道路啓開と連携した堤防の応急復旧の検討（復旧箇所・日数）
- ・止水・排水対策に必要な資機材量の算定及び調達方法

高知市救助救出計画の見直し

要救助人数・・・28,000人 - α 人
 10日間で救助・救出するために必要なボート数・・・175 - β 艇

過去の大規模
災害の教訓

- ・消防や警察、自衛隊などの応急救助機関の活動を調整する仕組みが十分整備されていなかったため、活動がスムーズに行われなかった
- ・県や市町村の受入態勢が整備されていなかったため、応援職員を有効に活用できなかった
- ・物資拠点やボランティアセンターの開設・運営の仕組みが整備されていなかったため、支援がスムーズに行き届かなかった

県・市町村における
現状と課題

- ・緊急消防援助隊受援計画や災害時保健活動マニュアル、火葬場BCP、社会福祉協議会の初期行動計画（BCP）は全市町村で策定済。
- ・未策定の計画について早期策定を図るとともに、策定済みの計画についても、県・市町村が連携して訓練等による実効性の確保を図る必要がある。

県計画の策定

分野	県外からの応援が必要な業務	計画策定数
応急救助	・部隊の活動拠点の開設 ・救助活動等の活動調整 ・ヘリコプターの運行調整 など	7 / 7
医療・保健・福祉	・災害拠点病院や医療救護所への支援チームの要請・受入手順 ・SCUの開設・運営手順 ・支援チームの活動調整 など	13 / 13
物資・インフラ	・支援物資等の受入拠点の運営手順 ・関係機関との役割分担 など	13 / 13
職員派遣・ボランティア	・県・市町村で必要となる応援職員の要請、受入手順等 ・ボランティアセンターの開設手順 ・ボランティアの活動調整 など	6 / 7
合計		39 / 40 計画

市町村計画の策定

分野	県外からの応援が必要な業務 <small>※未策定の市町村がある業務</small>
応急救助	1. 県、市町村会等との調整業務
	2. 応急対策活動
	3. 人命救助、消火活動
医療・保健・福祉	4. 保健衛生活動
	5. 栄養・食支援活動
物資・インフラ	6. 物資輸送業務※
	7. 遺体対応業務
	8. 応急給水活動※
	9. 災害廃棄物処理
職員派遣・ボランティア	10. 被災者支援業務
	11. ボランティアの受入体制の構築業務
	12. 被災建築物応急危険度判定業務
	13. 被災宅地危険度判定業務
	14. 避難所運営業務

補助金による財政支援や
地域本部及び担当課による人的支援

計画の策定・訓練等による計画の検証と見直しによる受援態勢の強化

現状

- 南海トラフ地震被害想定：発災直後**断水率99%**（最下位、全国平均32%）
1ヶ月後**断水率53%**（最下位、全国平均4%）（同2位の徳島県は31%）
- 発災後7日目までの1日あたりの飲料水としての必要水量は「**約1,830 t /日**」

これまでの取組

- 高知県水道施設耐震化推進交付金（配水池の耐震化）平成28年度～R6年度完了予定
- 配水池の耐震化率：**78.3%**（全国2位）
（耐震化済/総容量：約165,000 t / 約211,000 t）
⇒ **確保した水をいかに県民に届けるか**
対策を講じる必要がある

- 応急給水・応急復旧に向けた対策への新たな財政支援制度の創設に向け政策提言を実施（R2～）
<効果>
R3水道BCP策定に係る交付金メニュー（1/3補助）が新設
- 国は「被災時の財政支援は行うが、備蓄等への支援は難しい」との回答

- 水道ビジョンの重要施策に位置づけた水道BCPの内容に加え、応急対策に必要な項目を示したチェックリストを作成(R3)し、R6までの策定を推進
- 市町村による水道BCP策定状況：**53% : 18/34(R4末見込)**

課題

- 基幹管路耐震適合率：23.8%（最下位、全国平均40.7%） ※管路更新率：0.86%/年 ※50%達成・R35年・総額：約920億円
- 給水可能水量：県外受援を含む応急給水車**36台**（うち6台県内市町村保有）と既存の耐震性貯水槽等での「**約930 t /日**」

災害時の県の役割

- 災害救助法適用時、飲料水の供給は**都道府県知事**又は内閣総理大臣が指定した**救助実施市の長の義務**（第二条、第二条の二）となる
- 町村長会から応急給水活動及び応急復旧活動が実施できるよう国や県に対して財政支援への要望あり

新たな補助で目指す応急的な体制

- **飲料水(1,830t)を確保する体制の構築**を図ると共に自家発電装置等の整備による既存施設の早期復旧を目指した取り組みを推進
 - ・ 既存の給水車及び耐震性貯水槽等(約570t) + 県外受援30台(360t) = 約930t/日
 - ・ 新たに給水車、可搬式給水タンク等を整備することによる応急給水 = 約900t/日
- } 1,830 t/日 確保

新たなステージへ

制度のスキーム

南海トラフ地震などの大規模災害時等における応急給水の事前対策を推進するための市町村の取組に対して補助金を交付する

- 補助対象：全市町村
- 補助対象経費：県が認めた水道（飲料水確保）BCPに位置づけられた給水用資機材（給水タンク、自家発電装置、ポンプ設備など）購入費
- 補助率、上限額及び期間：1/2（ただし、対象経費の総額が単年度あたり50万円以上とする）、補助総額1,000万円（R5～R7の3年間）
- 県が認めた水道（飲料水確保）BCPにおいて発災後7日までの不足給水量の見込みが12t/日以上の場合に限り
 - ア) 補助上限額：2,000万円
 - イ) 補助対象経費：給水車購入費を追加可能



現状

最大クラスの地震や津波被害の想定に対して、発災後に必要となる応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設用地が不足

課題

- 仮設住宅用地の確保には、公有地のみでは限界がある
- 民有地の候補地（農地など）の確保が必要であるが、土地所有者自ら応募してもらう取り組みだけでは思うように進まない

取組方針

第5期南海トラフ地震対策行動計画

他県の取り組みを参考に、市町村に依頼して、まずは民有地を抽出し、リスト化を進める。

R4年度からの取組

市町村に調査依頼

- 道路沿いの民有地を対象
- 民有地の位置、面積、所有者の情報（氏名や連絡先）などの土地情報をわかる範囲で把握

R4年度成果

240ha（約2.4万戸）を把握

（所有者の情報のないものも含む）

地図や航空写真の利用等も推奨

発災後に用地借上げの協力を得るための事前準備になる

必要戸数と供給可能戸数

約4.6万戸の用地が不足

（単位：万戸）

	必要戸数	供給可能戸数	供給可能戸数		不足
			賃貸型	建設型	
L1地震対応	2.2	2.2	0.8	1.4	—
L2地震対応	7.7	3.1	0.8	2.3	4.6

※ 1戸当たり100㎡必要として算出 ⇒ 46,504×100㎡ = **約460ha不足**

市町村の取組事例と課題

- 発災後に土地を借り上げるための事前登録制度を2市が創設済み。
- 仮設住宅の建設用地として500㎡以上の民有地の所有者からの申出に基づきあらかじめ登録するものであるが、土地所有者からの申出がないため、登録の実績3件に留まる。

第5期計画（R6年度まで）の取組

目標を上方修正

R6年度末の目標：
460ha（約4.6万戸）の民有地情報の把握を目指す

第5期計画： (見直し前) 10ha → (見直し後) **460ha**
R4年度： 240ha
R5年度： 120ha
R6年度： 100ha

◎ R5年度も引き続き民有地情報の把握に取り組む

災害廃棄物対策（二次仮置場候補地案の実効性の確保に向けた取組）に係るR4年度の取組実績について

重点課題⑧の3 補足資料

【第5期南トラ行動計画（R4年度～R6年度）の目標】

【課題】

目標：二次仮置場候補地案の決定

※L2発生後、災害廃棄物（可燃物）を処理するための仮設焼却施設（最大20箇所）の設置に必要となるもの

R4：15箇所/R5：19箇所(累計)/R6：20箇所(累計)

・一定の面積を確保出来る一団の土地の数が限られることが大きな課題となっている。
 ・その上で、リストアップした候補地案について、二次仮置場として使用するための課題（土地の適正性、使用に係る関係法令、災害時における各種計画との整合性）等を整理した上で、土地管理者との調整（使用範囲・期間、手続き、土地の復旧方法等）を実施し、実効性の確保を図っていく必要がある。

R4.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R5.1月	2月	3月
【第12回ブロック協議会】 ・年度内に取組を行う対象地を二次仮置場候補地案リスト等から選定 ■ 広域ブロック協議会のブロック単位 ① 中央中部ブロック（高知市及び嶺北4町村） ② 安芸広域ブロック（安芸市及び安芸郡8市町村） ③ 中央東部ブロック（南国市・香南市・香美市） ④ 中央西部ブロック（土佐市及び仁淀川沿川5町村） ⑤ 高幡広域ブロック（須崎市及び高岡郡4町） ⑥ 幡多広域ブロック（四万十市及び幡多郡5市町村） 		広域ブロック協議会 第3回幹事会 ※幹事市のみ ⇒8/3開催 ● 主な内容 ・二次仮置場候補地案の実効性確保 ・発災時の広報体制		損壊家屋の公費解体研修会 ⇒10/20開催 ※県協定締結先である『復興支援協会』との共催 ⇒本県では初開催となるもの	災害廃棄物対策に係る講演会 （先進地事例に学ぶ）↓11/16開催	災害廃棄物対策図上訓練 （第14回ブロック協議会）↓11/28・29開催	【第13回ブロック協議会】 ・第12回ブロック協議会において、各ブロックで選定した土地の管理者との協議結果等を説明の上で、二次仮置場候補地案17箇所を決定 ・仮設処理施設（破碎・除塩施設）の広域設置 <仮置場における災害廃棄物の状況イメージ> 	【第15回ブロック協議会】 ・各ブロックにおける代表的な二次仮置場候補地案の現地確認を実施 ・R5年度の取組及びスケジュール	
『二次仮置場実効性確保』のための土地管理者及び関係機関との協議及び 県主導により、選定した土地ごとにおける「土地の適正性」、「使用に係る関係法令」、「災害時における各種計画との整合性」等を整理した上で、それぞれの土地管理者との協議を実施（協議実施期間：10月～12月）								ブロック内市町村との協議・調整 R5年度以降も継続して取り組む	
災害時応援協定締結相手方との実効性確保に向けた継続的な協議・検討									

【R4年度の成果】

二次仮置場候補地案の決定：17箇所（17箇所/15箇所＝進捗率113%）

※上記を抜粋、再掲

【第12回ブロック協議会】：6月～7月に災害廃棄物の処理責任を有する構成市町村と年度内に取り組み候補地案をリストアップ
 【土地管理者等との協議】：10月～12月にリストアップした土地管理者等との協議を実施した結果、17箇所の候補地案をリスト化
 【第13回ブロック協議会】：12月～1月において、構成市町村と協議し、17箇所を候補地案として決定することを確認
 【第15回ブロック協議会】：2月において、各ブロックの決定された候補地案のうち代表的な候補地案の現地確認を実施

事前復興まちづくり計画策定事業 [危機管理部]

重点課題⑧の4 補足資料

目的

南海トラフ地震による被災後の復興に要する期間を短縮し、早期に住民の生活再建やなりわいの再生が実施されるよう、市町村における「事前復興まちづくり計画」の策定を推進

現状

- ▷市町村における事前復興まちづくり計画の参考資料となる「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定（令和4年3月）
- ▷沿岸19市町村との勉強会を行い、事前復興まちづくり計画の必要性や、今後必要となる支援について協議（令和4年7～8月）

事前復興まちづくり計画基礎資料作成委託料

- 堤防が機能しないことを前提とした既存の「避難のための浸水想定」だけでは浸水区域が広大で土地利用の検討が難しい
- 堤防などの効果も踏まえた浸水シミュレーションを実施して、被害リスクに応じた土地利用を検討する必要がある

事前復興まちづくり計画策定事業費補助金

- 市町村には計画策定のノウハウが少なく、マンパワーも不足していることから委託業務として実施する必要がある
- 市町村は様々な防災対策を進めており、限られた財源の中で新たな取り組みを進めるためには、財政的な支援は必須



スケジュール

令和4年度まで

- 高知県事前復興まちづくり計画策定指針策定（R4.3月）
- 沿岸19市町村勉強会（R4.7月～8月）
- 高知市、黒潮町が計画策定に着手

令和5年度

- 津波シミュレーションの実施
- 補助活用予定（R5.3時点）
7市町（高知市、室戸市、宿毛市、香南市、東洋町、大月町、黒潮町）

令和6年度

- 補助活用予定（R5.3時点）
2市（土佐市、土佐清水市）

KPI
沿岸19市町村で計画策定着手

令和9年度まで

KPI
沿岸19市町村で計画策定完了

国の補助制度

R4年度から「都市防災総合推進事業」メニューに事前復興まちづくり計画策定が追加（国費1/3）

※計画策定のほか、復興体制、復興手順の検討などが補助対象

市町村
2/3

国補助
1/3

都市防災
総合推進事業
(国交省)

市町村ニーズ

国補助はあるが、2/3の負担は重く、さらなる支援がほしい。

支援スキーム

都市防災総合推進事業に県費で補助を継ぎ足すことで市町村負担を軽減

県補助
1/3

市町村
1/3

国補助
1/3

新たな
支援制度

個別避難計画について

1.概要

- ・避難行動要支援者が災害時に避難を行うため、あらかじめ本人の心身の状態や避難支援等の情報を記載したもののR3.5災害対策基本法改正により、計画作成同意を得られた方の個別避難計画作成が市町村の努力義務化
- ・八ザードマップで危険な区域に住む者など、市町村が優先度が高いと判断する者については、概ねR7年度までに作成
- ・努力義務化に合わせ、個別避難計画作成経費について普通交付税措置（人口10万人あたり4百万円）

2.内容

- 作成主体
市町村が主体となり、関係者と連携して作成
- 計画記載事項（避難行動要支援者名簿情報に加え）
 - ・避難行動支援者の氏名、住所、電話番号
 - ・避難場所、避難経路
 - ・避難時に配慮しなければならない事項
 - ・避難方法（必要な用具等）
- ※その他、非常持ち出し品や利用している介護保険サービス機関などを記載する場合があります

【避難行動要支援者名簿記載事項】

- ・氏名
- ・性別
- ・電話番号
- ・生年月日
- ・住所または居所
- ・避難支援を必要とする理由 等

3.計画作成の流れ



4.県内の作成状況

	避難行動要支援者	優先度が高い方	名簿提供同意者（同意率）	計画作成数（作成率）
R4.3.31	50,678人	15,506人	10,527人（67.9%）	4,821人（45.8%）
R5.3.31	37,066人	13,046人	8,614人（66.0%）	4,662人（54.1%）

【参考】個別避難計画のイメージ

【基本情報・ご本人の状態】
福祉部局が得意な内容
・避難支援が必要な理由
・心身の状態

・特性に応じた配慮事項
・家庭環境 等

【避難に必要な情報】
防災部局が得意な内容
・避難支援者
・避難場所、避難経路 等

氏名	生年月日	性別
郵便番号	住所又は居所	
電話番号	避難先	
（避難、要介護、難病、療育の種類）		
同居家族等		
フリガナ		
氏名（団体名及び代表者）		
住所	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:
フリガナ		
氏名（団体名及び代表者）		
住所	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:
緊急時の連絡先		
①		
②		
その他		

避難行動支援者	フリガナ	氏名（団体名及び代表者）
住所	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:
フリガナ		
氏名（団体名及び代表者）		
住所	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:
避難先及び避難経路		
②		

避難方法
避難する際に必要とする用具等）

【特記事項】
（書いている部屋、寢室の位置）
（不在の時の目印、避難先の目印）

令和△△年○月○日

氏名

記載内容に誤りがないことを確認するとともに、〇〇市に報告することを了承します。

個別避難計画作成の課題

1. 計画作成の課題

- 個別避難計画作成の必要性の周知が必要
ご本人やご家族が個別避難計画作成の必要性を認知していないため、名簿提供や計画作成同意が得られない
- 支援方法の客観的かつ具体的な検討が必要
 - ・ 知識が不足しているため、どのような支援方法が適切なのか判断できない
 - ・ ご本人自身も漠然とした不安はあるが、具体的に何に困り、どのような支援が必要なのかわからない
- ご本人と計画作成に関わる避難支援等関係者等のつながりが必要
 - ・ 普段からつながりが無いため、ご本人とどのように接すればよいのかわからないし、自宅訪問もハードルが高い
 - ・ ご本人の心身の状態に深く関わる情報が必要だが、教えてもらえない



2. 計画作成『後』の課題

- 訓練による実効性の確保が必要
- 定期的（概ね1年に1回以上）な更新が必要

高知県の取り組み

1. 福祉専門職の参画を促進

【参画の有無による市町村の計画作成率の比較 (R5.3)】

・ 参画済	87.9% (1,633/1,857)
・ 未参画 (高知市除く)	65.9% (2,633/3,993)

計画作成にケアマネジャー等の福祉専門職が関わることで多角的に状況が改善

- 【ご本人、ご家族】
- ・ 信頼できる人が関わることで、安心して個別避難計画作成に取り組める
 - ・ 客観的かつ正確な情報により、実効性の高い計画が作成できる

- 【避難支援等関係者】
- ・ ご本人の心身の状態や具体的な支援方法を把握できる
 - ・ 福祉専門職が間に入ることで、ご本人と接しやすくなる

- 【福祉専門職】
- ・ 発災時に地域の方の支援を得ることができる
 - ・ 被災後の速やかなサービス提供につなげられる

- 市町村が福祉専門職等に同意取得や計画作成を依頼する経費を補助
(同意取得 1件 1千円・計画作成 1件 3千円まで、補助率1/2)
- 県協会等との連携や、説明資料の提供等により、市町村と事業所との連携体制の構築を支援
- 福祉専門職参画の先進事例を他市町村に横展開
- 参画に伴う福祉専門職負担軽減のため、オンラインの標準研修や手順書を作成

2. ご本人や避難支援等関係者への啓発

- 個別避難計画作成の必要性を啓発する動画作成 (令和5年度)
- 民生委員・児童委員研修や地域の研修会で個別避難計画の取組への協力を依頼

3. 計画の実効性の向上を促進

- 訓練に福祉専門職が参画する経費を補助 (1件 3千円まで、補助率1/2)
- 計画作成及び訓練において必要性が明らかになった資機材の整備を補助 (1件 10万円まで、補助率1/2)